

# 相模原市業務継続計画 ( 新型インフルエンザ等編 ) 概要版

平成 2 6 年 3 月改訂

# 目次

## 第1章 基本的な考え方

- 1 総論(はじめに) 2 ページ
- 2 対象となる感染症 3 ページ
- 3 被害想定 4 ページ
- 4 目的 5 ページ

## 第2章 新型インフルエンザ等対策

- 1 新型インフルエンザ等の感染経路 6 ページ
- 2 新型インフルエンザ等感染拡大防止対策 7 ページ
- 3 新型インフルエンザ等発生時における業務区分 10 ページ
- 4 業務継続計画を実施する体制 11 ページ
- 5 安否確認体制 14 ページ
- 6 特定接種の体制 14 ページ
- 7 業務継続に必要な物資等の確保 14 ページ
- 8 関係機関との情報共有や協力体制 14 ページ
- 9 各局の応援可能人数と応援体制 15 ページ
- 10 発生段階ごとの業務継続計画の準備・運用 16 ページ
- 11 今後の取り組み 17 ページ

## 第3章 各区・局・行政委員会等における業務整理

- 1 被害想定 18 ページ
- 2 業務の区分 18 ページ
- 3 応援可能職員数の積算 18 ページ
- 4 各局・区・行政委員会等の主な取り組み方針 19 ページ

# 第1章 基本的な考え方

## 1 総論(はじめに)

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### (2) 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年(2005年)に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「行動計画」という。)を作成して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年(2008年)の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年(2009年)2月に行動計画を改定した。同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとと

もに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実現性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年(2012年)5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定されるに至った。

### (3) 相模原市業務継続計画(新型インフルエンザ編)の策定

本市においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成18年度に「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、これまでの神奈川県(以下「県」という。)の行動計画の改定を踏まえ、平成25年(2013年)3月には4回目となる改定を行ってきた。また、相模原市業務継続計画(新型インフルエンザ編)(以下「業務継続計画」という。)は、新型インフルエンザがまん延した際においても、限られた職員数の中で、市民の生命と健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にとどめるよう、必要な体制を定めることを目的に、平成23年11月に策定した。

このたび、国においては、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を平成25年(2013年)6月7日に策定した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。本市は、特措法第8条の規定により、「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)に基づき、「相模原市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を平成25年11月に策定した。市行動計画は、相模原市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものであり、業務継続計画は、市行動計画を実施するために、全庁的かつ機能的な体制の構築を目指し、このたび改定するものである。

## 2 対象となる感染症

### 新型インフルエンザ等感染症

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### 3 被害想定

#### (1) 業務継続計画の前提となる被害想定

国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。

罹患者は1週間から10日間程度罹患し、出勤が不可能となる。罹患した職員の大部分は、一定の期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

ピーク時(約2週間)に職員が発症して出勤が不可能となる割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、職員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等)のため、出勤が困難となる者など、ピーク時には出勤可能な職員数は60%程度となる。

出典：「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成25年6月)

#### (2) 相模原市内の新型インフルエンザ患者数の試算

	相模原市		神奈川県		全国	
医療機関を受診する患者数	約7万2千人～約13万9千人		約92万人～約177万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約3千人	約1万1千人	～約3万7千人	～約14万1千人	～約53万人	～約200万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約1千人	～約4千人	～約1万2千人	～約4万5千人	～約17万人	～約64万人

- 1 神奈川県年齢別人口統計調査(H22.1.1現在)データにより試算。

入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を0.53%(中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%(重度)として、国の行動計画の被害想定を参考に想定した。

- 2 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。
- 3 この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとしていることから、その動向に十分留意する。

## 4 目的

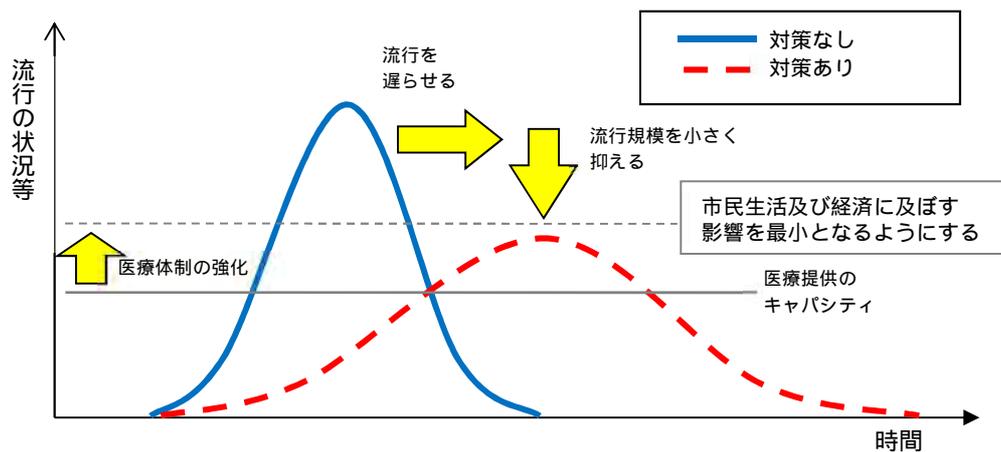
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

・感染拡大につながるような事業・施設については、中止（休館）し、職場における感染予防対策を徹底することで、感染拡大を抑えるとともに、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

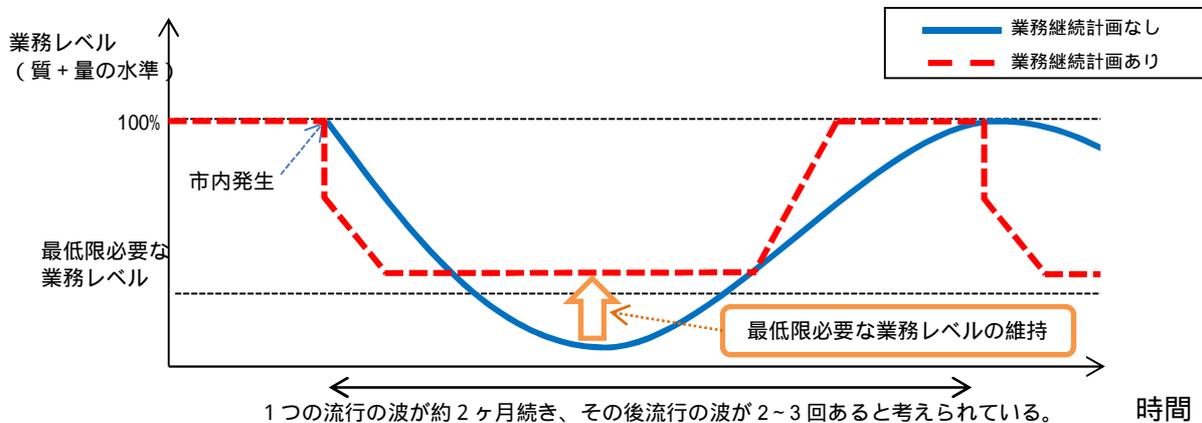
(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

・職員の出勤数が減少している状況においても、「新型インフルエンザ等対策業務」及び「市民生活に最低限必要となる業務」に人的資源を集中させ、市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

新型インフルエンザ等対策の効果概念図



業務継続計画策定の効果概念図



## 第2章 新型インフルエンザ等対策

### 1 新型インフルエンザ等の感染経路

#### (1) 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な経路と推測されている。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられている。

ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドア、スイッチなど）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

#### (2) 飛沫感染と接触について

##### 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が花や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

##### 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによってウイルスが媒介される。

#### (3) 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

##### (参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システムやフィルターが必要になる。

出典：「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」  
(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成21年8月)

## 2 新型インフルエンザ等感染拡大防止対策

### (1) 職員における対策

職員は、自らの健康管理を徹底し、感染源とならないよう下表を参考に最大限の注意を払う行動をとる。また、各組織においても感染防止に取り組むものとする。

職員が感染した場合（感染が少しでも疑われる場合）は、自宅で療養するものとする。

状況に応じて、通勤時における感染リスクを低減するため、公共交通機関の混雑を避けることや、電車・バスの利用を自転車・徒歩等により出勤するなど変更するものとする。やむを得ず電車等の公共交通機関を利用する場合にはマスクを着用する。

#### 【感染防止のための対策】

対策	内容
咳エチケット	<p>風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口や鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえ、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。</li> <li>咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。</li> <li>咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。</li> </ul>
マスク着用	<p>患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。</li> <li>新型インフルエンザ等発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。</li> <li>不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。</li> <li>N95マスクのような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者に対して薦められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮</li> </ul>

	<p>されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。</p>
手洗い	<p>外出からの帰宅後、不特定多数の者が触れるような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。</li> <li>手洗いは流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤は、アルコールが十分に揮発するまで両手を擦り合わせる。</li> </ul>
うがい	<p>うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もある。</p>
対人距離の保持	<p>感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。(通常、飛沫はある程度の重みがあるため。発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染リスクは低下する。)</p> <p>患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。</li> </ul>
清掃・消毒	<p>感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の清掃を加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが1日1回は行うのが望ましい。</li> <li>発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して行う。作業後は、流水・石鹸又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。</li> <li>消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。</li> </ul> <p>(次亜塩素酸ナトリウム)</p> <p>次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v% (200～1,000ppm)の溶液、例えば塩素系漂白剤を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。</p>
その他	<p>人ごみや繁華街への外出自粛、空調管理(加湿器などの使用)、十分な休養、バランスの良い食事などが考えられる。</p>

出典：「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」

(新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成25年6月)

## (2) 市が実施する対策

感染予防策の咳エチケットや手洗い等について、普及・啓発に努める。

発生段階に応じて、感染拡大につながるような事業・施設について中止（休館）する。

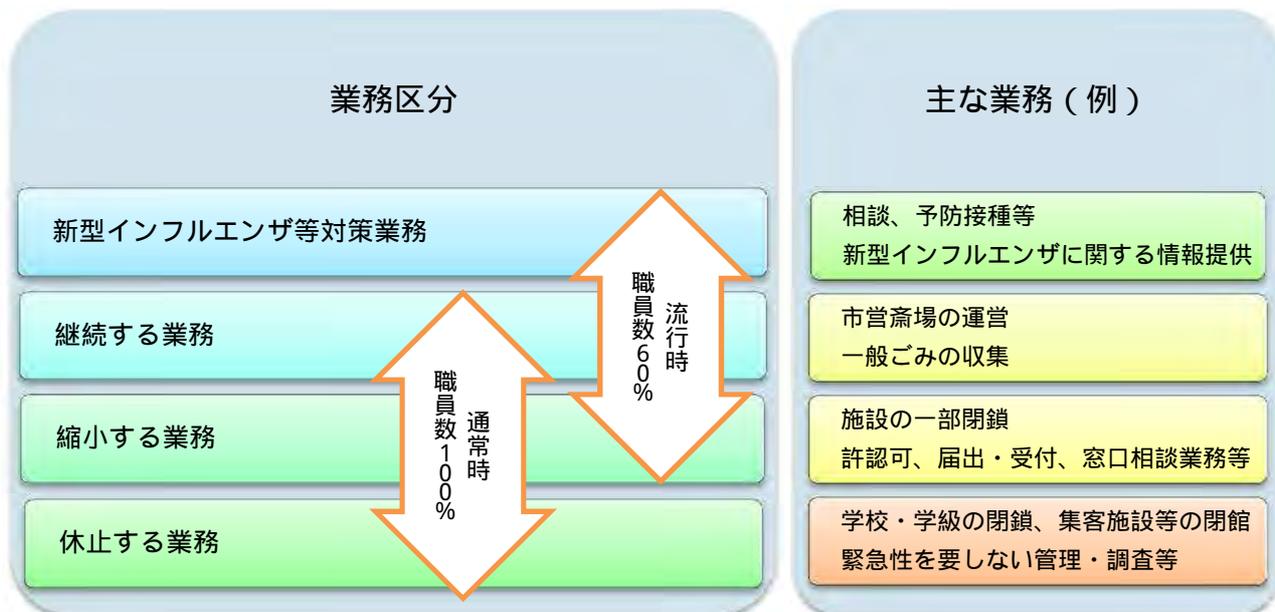
### 【主な休止事業】

区分	主な休止事業等
閉鎖する施設	文化施設等、キャンプ場等、スポーツ施設等、図書館等
休止するイベント等	文化行事等、スポーツイベント等、施設見学等
その他	窓口・相談業務（一部）、統計調査等、税務調査等

### 3 新型インフルエンザ等発生時における業務区分

新型インフルエンザ等発生時に実施する「新型インフルエンザ等対策業務」と通常時における業務を「継続する業務」「縮小する業務」「休止する業務」に区分し、真に必要な業務に人的資源を集中する。

区分の概念図



#### 新型インフルエンザ等対策業務

- ・市行動計画において取り組むこととしている業務
- ・新型インフルエンザ等対策として新たに発生する業務
- ・感染拡大の防止のために取り組む業務（庁舎内外問わず）

#### 継続する業務

- ・市民生活に密着した業務で、縮小や休止をすることにより、住民生活や社会活動に多大な影響を与えてしまう業務。
- ・中断や休止をすることで市基幹業務に重大な影響を与える業務。
- ・国や県の法令で定められており市の判断で縮小や休止ができない業務。

#### 縮小する業務

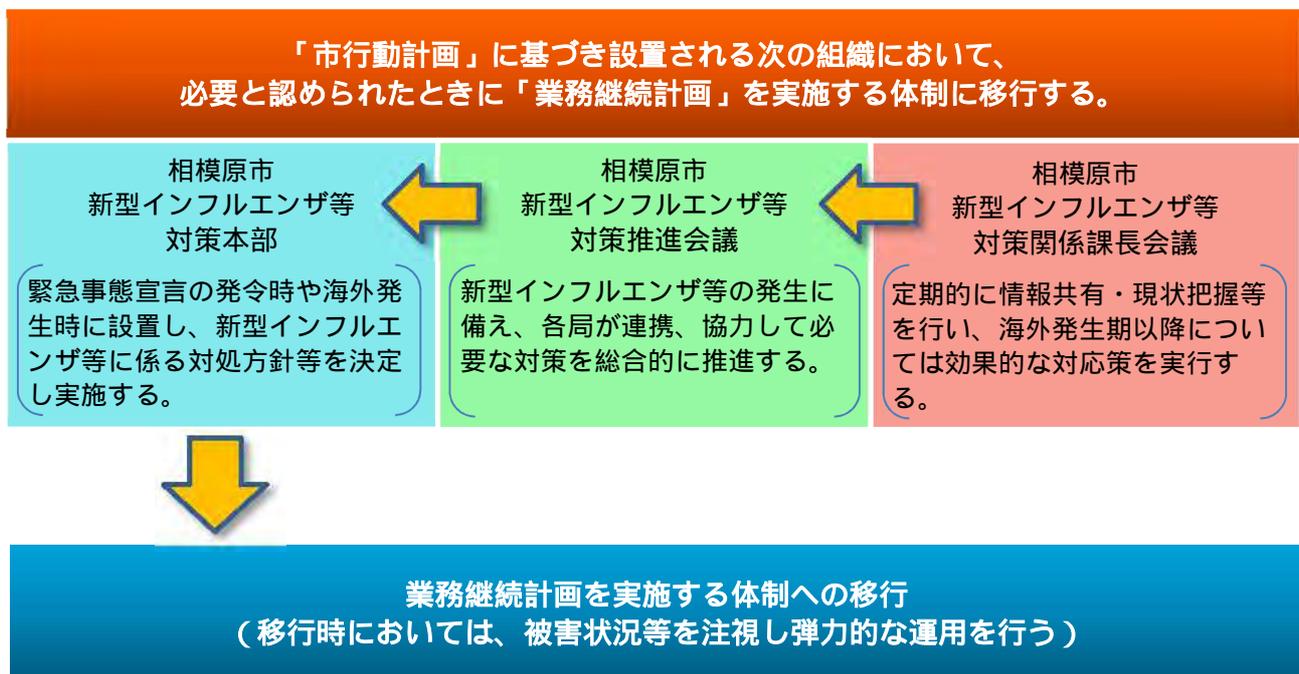
- ・休止をすることはできないが、対処方法の工夫などにより業務量を縮小することができる業務。
- ・業務の実施内容、方法を工夫するなど縮小して実施する業務。
- ・対面業務等を工夫して実施する業務。
- ・国や県の法令で定められているが工夫により縮小できる業務。

#### 休止する業務

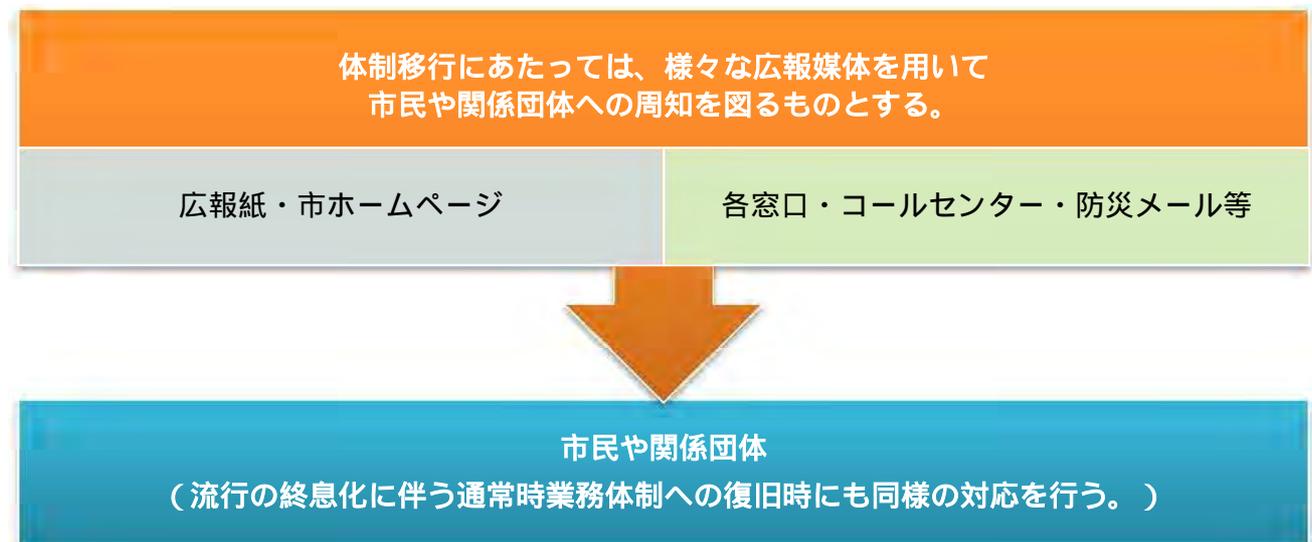
- ・小康期以降の実施としても市民の生命・財産に直接影響を与えない業務。
- ・感染拡大防止のため、休止することが望ましい業務

## 4 業務継続計画を実施する体制

### (1) 「業務継続計画」を実施する体制への移行



### (2) 体制移行の周知



### ( 3 ) 本市の実施体制

#### ( 1 ) 相模原市新型インフルエンザ等対策本部

- ・特措法(緊急事態宣言の発令)に基づく設置はもとより、新型インフルエンザ等が海外で発生した段階(海外発生期)においても、「相模原市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「市対策本部」という。)を設置(海外発生期の段階では任意設置)し、新型インフルエンザ等に係る対処方針等を決定し、実施する。
- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長、教育長
- ・本部員 危機管理監、各局・区長、福祉部長、保健所長
- ・事務局 危機管理課、緊急対策課

#### ( 2 ) 相模原市新型インフルエンザ等対策推進会議

- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、各局・区が連携、協力して必要な対策を総合的に推進するため、危機管理監を議長とする「相模原市新型インフルエンザ等対策推進会議」(以下「市対策推進会議」という。)を常設する。
- ・議長 危機管理監
- ・構成員 各局・区長、福祉部長、保健所長、関係課長
- ・事務局 危機管理課、地域保健課

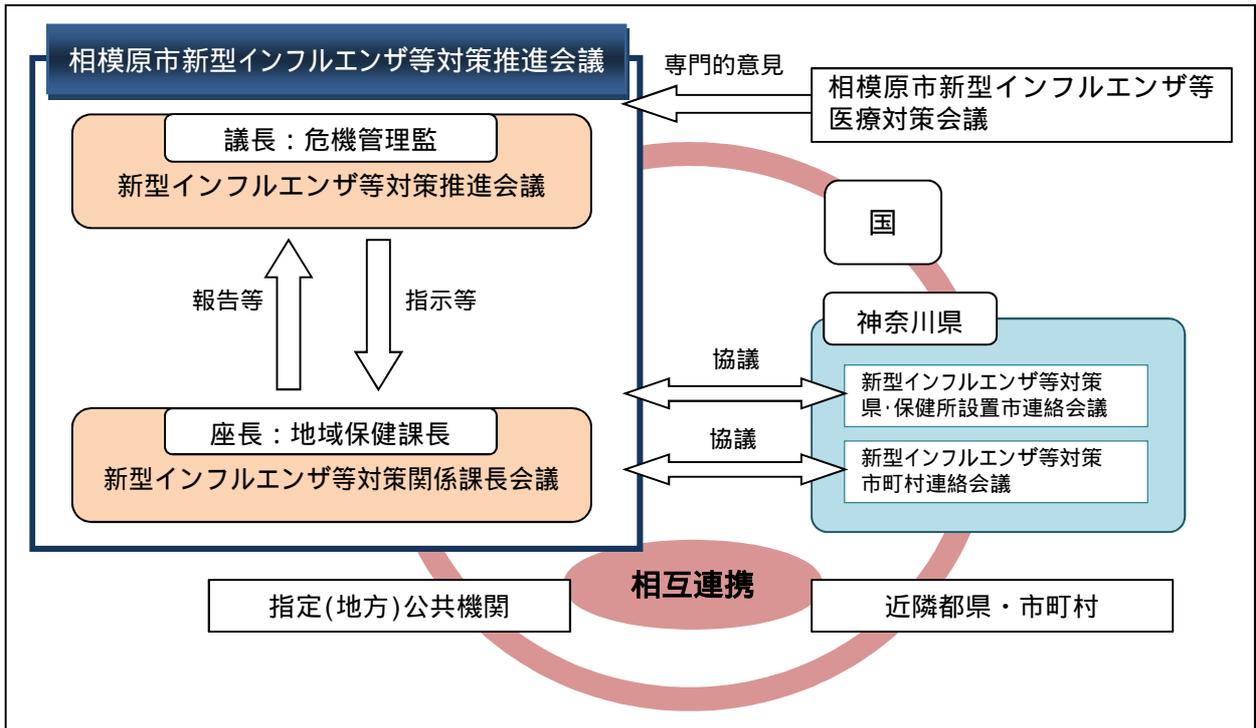
#### ( 3 ) 相模原市新型インフルエンザ等対策関係課長会議

- ・新型インフルエンザ等の未発生期の段階から定期的に情報共有・現状把握等を行う。また、海外発生期以降については効果的な対応策を実行するため、「相模原市新型インフルエンザ等対策関係課長会議」(以下「市対策関係課長会議」という。)を常設する。なお、構成員については、地域保健課長、疾病対策課長、危機管理課長、緊急対策課長、地域医療課長などを中心としつつ、事案の内容に応じて関係課長等を招集することとする。

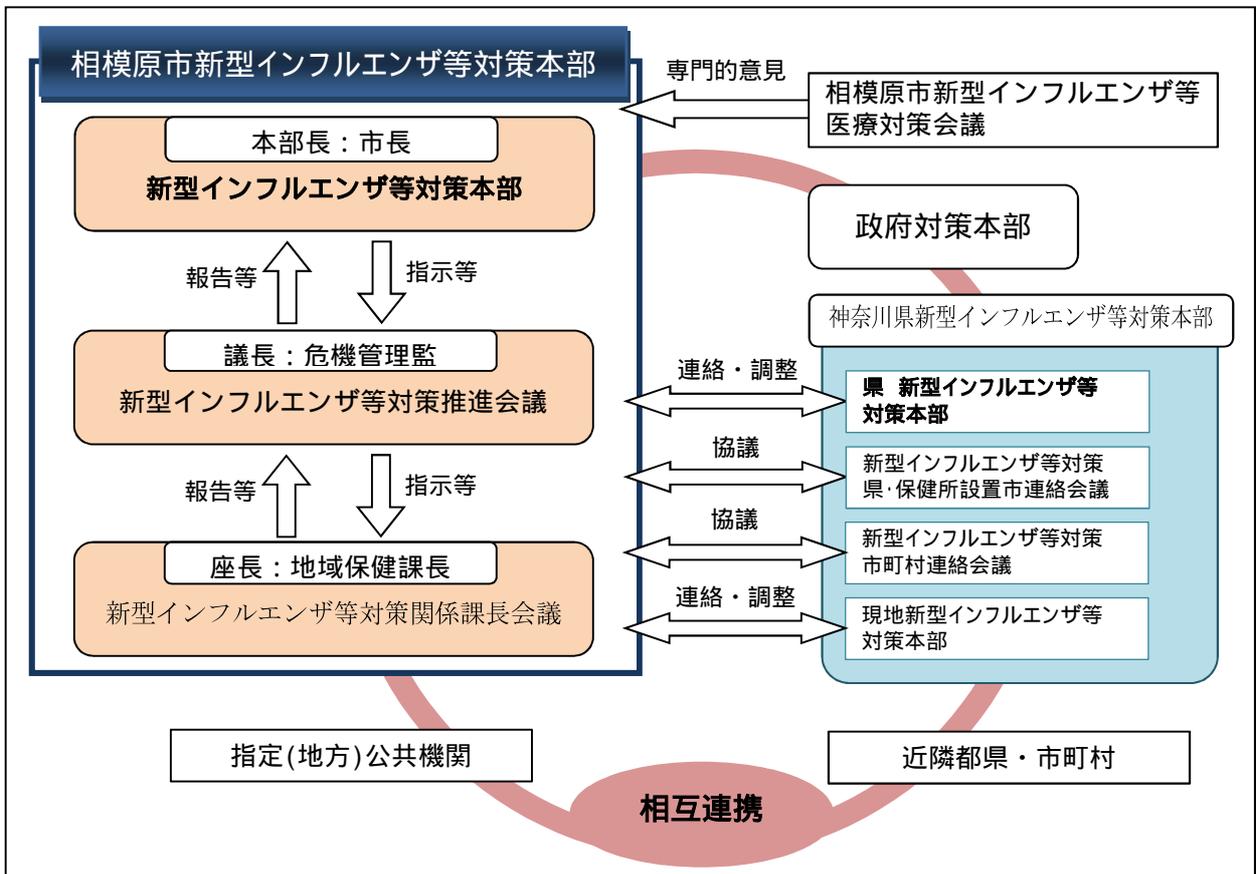
#### ( 4 ) 相模原市新型インフルエンザ等医療対策会議

- ・新型インフルエンザ等対策における医療体制の検討及び医療面の課題を審議するとともに、新型インフルエンザ等発生時の医療体制に関して中心的役割を担う組織として、市医師会等の関係機関の代表者や感染症に関する知識・経験を有する有識者で構成される「相模原市新型インフルエンザ等医療対策会議」(以下「市医療対策会議」という。)を常設する。
- ・座長 医師会等医療関係者
- ・構成員 医師会等医療関係者、感染症有識者等
- ・事務局 地域保健課、疾病対策課、危機管理課、地域医療課、

未発生期の実施体制図



海外発生期以後の実施体制図



## 5 安否確認体制

発生段階に応じて、職員の罹患状況や安否状況について、継続して確認を行う。

## 6 特定接種の体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に、市を実施主体として集団的接種を行う。

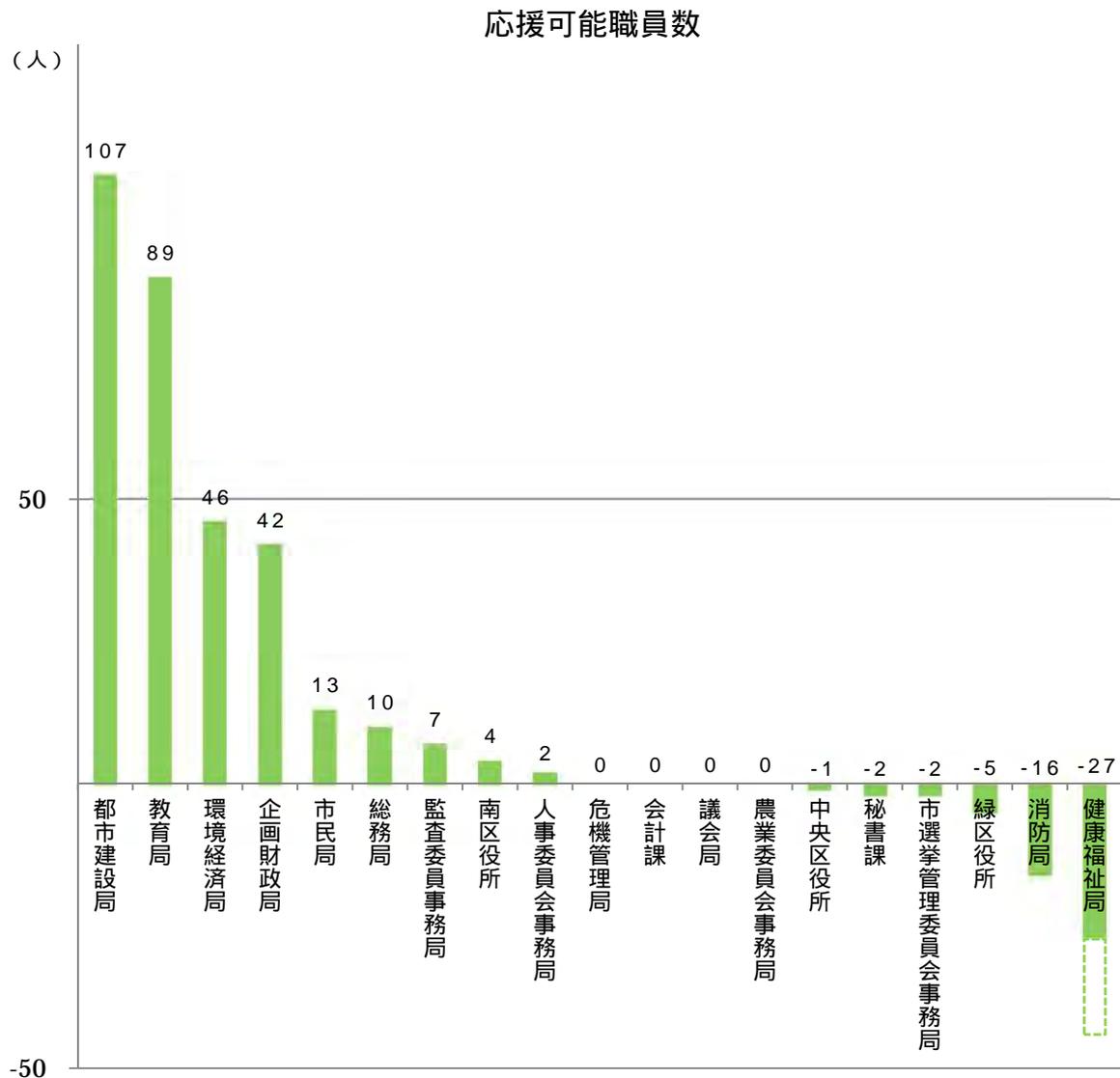
## 7 業務継続に必要な物資等の確保

新型インフルエンザ等が発生した場合には、業務の継続に必要な関連事業者が機能しない可能性があるため、平常時からインフルエンザ等対策や業務の継続に不可欠な物資・サービスを確認しておき、物資については計画的な備蓄や協定の締結等を推進する。

## 8 関係機関との情報共有や協力体制

平常時から業務の継続に不可欠な関係機関等については、緊急連絡先も把握しておくようにするなどして、情報の連絡・共有体制を構築しておき、新型インフルエンザ等が発生した場合には、業務継続計画に移行したことを連絡し、事業継続に向けた協力を要請する。

## 9 各局の応援可能人数と応援体制



応援可能職員数は、感染ピーク時の2週間を想定したもので、職員動員の目安とする。

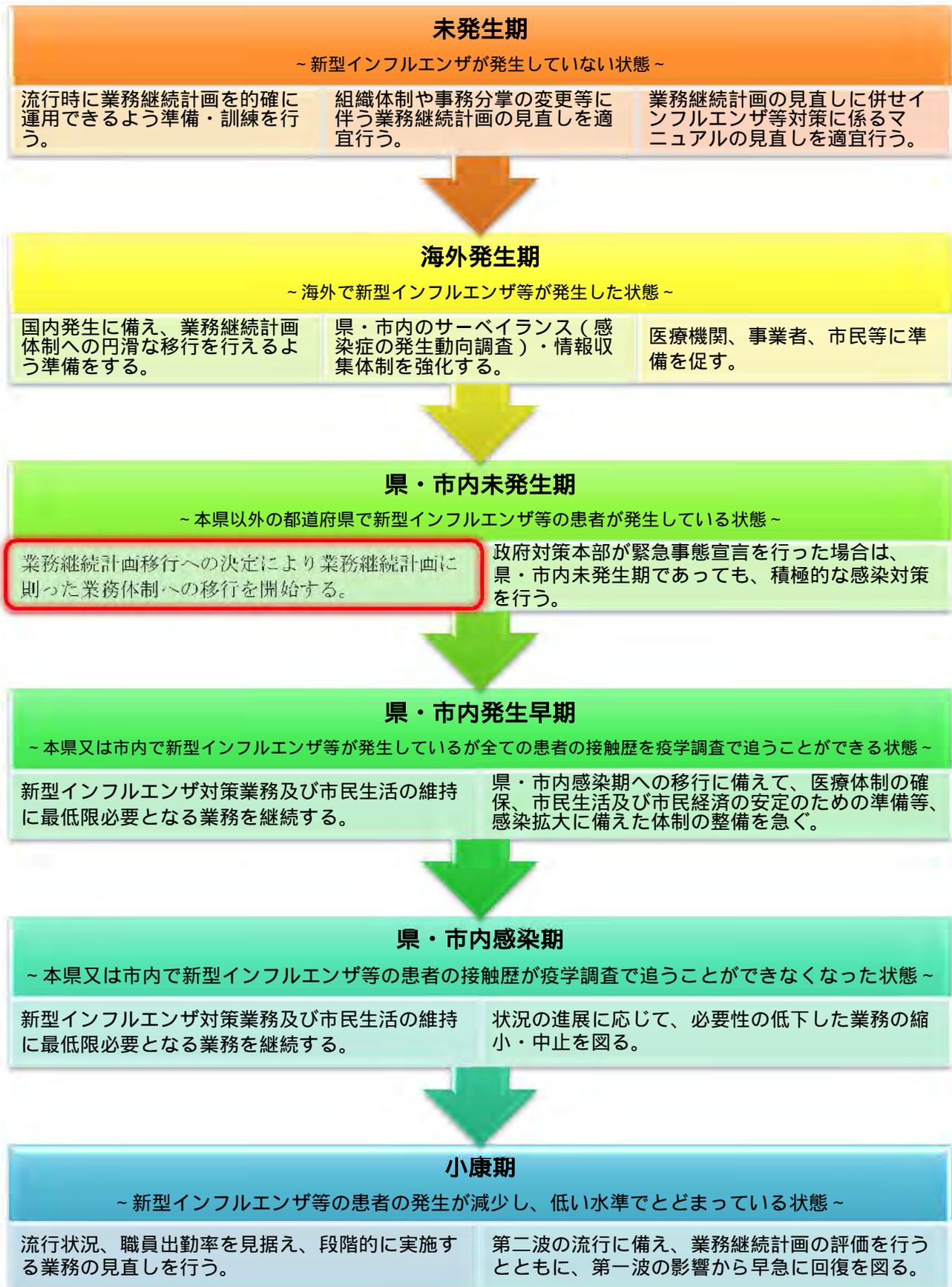
職員の動員調整等については、職員課が市対策本部事務局と連携し、弾力的な運用を行う。

消防局については、局内で状況に応じて勤務体制を変更するなどにより対応する。

健康福祉局については、住民への予防接種等の実施体制により、応援を必要とする職員数に増加が生じる可能性がある。

## 10 発生段階ごとの業務継続計画の準備・運用

各段階における業務継続計画の準備・運用について次のとおりとする。



## 1 1 今後の取り組み

### ( 1 ) 訓練と研修の実施

職員及び関係者が迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、平常時においても訓練や研修を実施し、対応能力の向上に努める。

職員だけでなく、医療機関や委託業者等の業務の継続に必要な関連事業者と連携し、実践的な訓練を実施する。

平常時から部署間応援先の職場で実際に業務が円滑に実施できるよう業務マニュアル等を作成する。また、職員が複数の重要業務を実施できるよう体制整備に努める。

### ( 2 ) 業務継続計画の継続的な見直し

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させる観点から、次に示すような取組を行い、その結果を業務継続計画に反映させるなどにより、定期的に修正する。

- ・ 訓練や研修を実施し、課題を明確にするとともに対策を立案する。
- ・ 関連省庁や県及び事業者との協議等により対応力の強化を図る。
- ・ 感染対策に関する新しい知見の入手等により対策を変更する。

## 第3章 各局・区・行政委員会等における業務区分

### 1 被害想定

各局・区・行政委員会等において、新型インフルエンザ等がピークを迎えている時期を主に想定し、次の条件で業務の仕分けと休止する施設等を検討し、業務を区分した。

- ・国民の25%が流行期間(約8週間)にピークを作り順次罹患する。
- ・罹患者は1週間から10日程度罹患し出勤が不可能となる。
- ・ピーク時には出勤可能な職員数は60%程度となる。

### 2 業務の区分

全庁で共通の業務となる「職員の健康状況、出勤状況の確認」「接客対応」「休止の調整」「庶務」「服務」「予算関連事務」等については、最低限の業務のみを行うものとして整理し、必要となる職員数を積算するものの「休止する業務」と同様に、「5 各局・区・行政委員会等の業務区分一覧」には記載は行わないものとした。

### 3 応援可能職員数の積算

著しく人員が不足する部署が発生することから、応援体制の目安とするため、各局・区・行政委員会等では、できる限り職員の不足が生じないよう業務を仕分けし、必要となる職員数の積算を行った。

なお、不足が生じる部署においては、全庁的な応援体制を構築するものとした。



中央区役所	区民会議等の会議や区のイベント等については、中止もしくは延期する。支援団体の主催する会議やイベント等については、中止もしくは延期を要請し、団体支援事務を電話による問い合わせや相談に集約する。市民相談窓口は、市民相談員による電話相談を基本とする。窓口サービスについては、まちづくりセンター及び連絡所を閉鎖し、職員を区民課に集中配置し、業務を継続する。
南区役所	区民会議等の会議や区のイベント等については、中止もしくは延期する。支援団体の主催する会議やイベント等については、中止もしくは延期を要請し、団体支援事務を電話による問い合わせや相談に集約する。市民相談窓口は、市民相談員による電話相談を基本とする。窓口サービスについては、利便性等を考慮した中で一部を残して閉鎖し、職員を区民課・まちづくりセンター等に集中配置し、業務を継続する。
会計課	債権者等に影響を及ぼすおそれのあるもの及び収入・支出事務において法令等により実施期限の定めのある事務以外については休止する。
議会局	会期中における本会議及び各委員会に係る業務を最優先して行なう。議会や議員に合わせた業務の執行が求められることから、感染拡大防止に配慮した上で必要な業務を遂行する。
教育局	感染予防の観点から、原則として行事・イベント業務を全て休止とする。教育局所管施設等については原則として休館とする。市立学校については、休校の決定を行う。
市選挙管理委員会事務局	選挙執行時については、基本的に業務を継続する。選挙執行時でない場合は、可能な限り業務を休止とする。
監査委員事務局	基本的に全ての業務について延期をする。住民請求監査の事務を実施する際には最小人数で継続する。
人事委員会事務局	人事委員会定例会は、基本的に実施せず、流行期間後の議事日程調整を行うこととする。勧告及び報告については、状況に応じて延期することを念頭に進められる部分のみを行う。(職種別民間給与実態調査については、延期又は中止について人事院と調整する。)採用については、実際の試験は延期又は中止することとし、流行期間後の日程検討等を行うこととする。公平関係業務、労働基準監督業務、その他職員の勤務条件に関する業務については、事案の軽重や期限等を考慮して、できる範囲の中で行う。
農業委員会事務局	最低限必要となる業務のみ行い、他は休止・延期とする。
消防局	現行の3部制から甲乙制に変更することにより、警防活動要員を確保する。新型インフルエンザ等の罹患が疑われる者の受入状況等について、医療機関との連絡調整を強化する。救急活動時等、新型インフルエンザ等に罹患した者と接触する機会が多いことが想定されるため、感染予防対策を積極的に遂行する。

全局・区等共通として、感染拡大につながるような事業・施設については、中止（休館）とするものとし、職場における感染予防対策を徹底する。